

次期生物多様性国家戦略（案）に対する ESD-J 意見  
各論：国家戦略案への具体的修文意見

	ページ、行	原文	修正意見	理由
①	P26、1~7行	基本戦略4 新たな技術等も活用しつつ、現代に即したかたちで、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、より深化させるための施策を実施する。(5~6行)	基本戦略4 新たな技術等も活用しつつ、 <u>学校等における生物多様性に関する教育を推進し</u> 、現代に即したかたちで、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、より深化させるための施策を実施する。	基本戦略4の推進における教育の重要性を明記する。
②	P43、22~23行	…民間団体は、専門的な情報を国民等に分かりやすく伝達することにより各主体の情報の橋渡しを行うことが期待される。	(追加) <u>学校、社会教育施設等の教育機関は、生物多様性に関する理解と関心を高め、行動の変容を導くことが期待される。</u>	生物多様性の理解増進、行動変容に向けた教育機関の役割を明記する。
③	P43、24行	国及び民間団体は、	国、 <u>自治体や教育機関、民間団体等は、</u>	J-GBFの構成メンバーを明確にする。
④	P43、33~35行	家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、生物多様性に係る環境教育・環境学習が推進されるよう、教職員等の資質向上のための措置、体験の機会場の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置等を講じる。	家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、生物多様性に係る環境教育・環境学習が推進されるよう、教職員等の資質向上のための措置、体験の機会場の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置、 <u>価値観の変容や行動変容を促すための措置等</u> を講じる。	理解と関心の向上だけでなく、価値観の変容、行動変容を促すことが大切。
⑤	P43、35~37行	生物多様性を含むSDGsのゴール実現に向け、学習の機会や場など学習環境の整備、指導者の育成、ユースや地域に着目した活動促進について、	生物多様性を含むSDGsのゴール実現に向け、 <u>分かりやすい情報の提供</u> 、学習の機会や場など学習環境の整備、 <u>教員等の研修</u> 、指導者の育成、ユースや地域に着目した活動促進等について、	情報提供や研修等、活動の例示を拡充する。
⑥	P44、1~3行	学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO団体等と	学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、 <u>教科教育や総合的な学習の時間を活用した生物多様性に</u>	学校教育における生物多様性に関する教育と、

		連携して、学校ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育を推進する。	<u>関する教育を進めるとともに、そのための教員研修を推進する。また、NGO 団体等と連携して、学校ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等による学校支援を推進する。</u>	NGO 団体等による学校支援活動とは性格が異なるので、書き分ける。
⑦	P46、33～35行	価値観の形成の観点では、学校等での教育において生物多様性の重要性について学びを深めることを促進する（行動目標 4-①）と同時に、様々な場面で日常的に自然とふれあう機会を増加させ、体験に裏付けられた理解を促す（行動目標 4-②）必要がある。	価値観の形成、 <u>行動変容の促進との観点では、学校等での教育において生物多様性の重要性について学びを深めることを促進する（行動目標 4-①）と同時に、様々な場面で日常的に自然とふれあう機会を増加させ、体験に裏付けられた理解を促す（行動目標 4-②）とともに、価値観の変容、行動の変容を促す必要がある。</u>	教育は、知識の習得だけでなく、価値観や行動の変容を促すものであることを明確にする。
⑧	P47、12～13行	<b>【状態目標】</b> ① 教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている。	<b>【状態目標】</b> ① 教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成され、 <u>生態系の保全・回復に向けた行動に取り組んでいる。</u>	価値観の変容だけでなく、行動変容にも結びついていることが重要。
⑨	P47、18行	<b>【行動目標】</b> ① 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する。	<b>【行動目標】</b> ① <u>教科教育、総合的な学習の時間等を通じて学校等における生物多様性に関する環境教育を推進するとともに、そのための教員養成・教員研修を推進する。</u>	学校等における措置の内容を具体的に示すとともに、教員養成課程、現場の教員の研修の重要性を明記することが大切。
⑩	P56、20～22行	（7 多様な主体の連携・協働の促進） このため、まずは地域においては国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団体、専門家、地域住民などの多様な主体間がより一層の緊密に連携し協働できる仕組みを設けていくことが求められる。	（7 多様な主体の連携・協働の促進） このため、まずは地域においては国、地方公共団体、 <u>教育関係者</u> 、農林漁業者、事業者、民間団体、専門家、地域住民などの多様な主体間がより一層の緊密に連携し協働できる仕組みを設けていくことが求められる。	多様な主体の連携・協働の促進②際して重要な役割を果たす教育関係者（教育委員会や学校関係者、社会教育施設職員等）について明記すべき。
⑪	P62、26～36行	<b>5 教育機関（学校、博物館等）</b> 教育機関は、学校教育の場として、また社会教育の場として広く国民の知識習得や体験活	<b>5 教育機関（学校、博物館等）</b> 教育機関は、学校教育の場として、また社会教育の場として広く国民の知識習得や体験活動を増進させるとともに、 <u>行動変容を促す</u>	学校等教育の有する行動変容を促す役割の明記、学校教員の研修と学校教員

		<p>動を増進させる役割がある。また、教育活動を行うことに加え、行政、研究機関、地域住民を繋ぎ、様々な活動を推進する役割がある。</p> <p>基本戦略4の一人一人の行動変容について、教育機関は学校教育の場において、生物多様性や人と自然のつながりに関する関心の醸成や、知識の向上を図っていくことが期待される。そのために、生物多様性に関する指導者や担い手の育成が期待される。また、学校以外の場においても、博物館等を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供することが期待される。さらに、こうした取組を地域において活動している主体と連携して取り組むことにより、地域の伝統文化や伝統知・地域知の継承につなげることが期待される。</p>	<p>役割がある。また、教育活動を行うことに加え、行政、研究機関、地域住民を繋ぎ、様々な活動を推進する役割がある。</p> <p>基本戦略4の一人一人の行動変容について、教育機関は学校教育の場において、生物多様性や人と自然のつながりに関する関心の醸成や、知識の向上を図り、<u>児童生徒の行動変容を促すことが期待される</u>。そのために、生物多様性に関する<u>教員研修の充実や、学校教員を支援する指導者や担い手の育成が期待される</u>。また、学校以外の場においても、博物館等の<u>社会教育施設</u>を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供することが期待される。さらに、こうした取組を地域において活動している主体と連携して取り組むことにより、<u>生物多様性と密接に関連しながら醸成されてきた地域固有の文化の多様性の理解地域の伝統文化や、伝統知・地域知の継承につなげることが期待される</u>。</p>	<p>を支援する指導者等の書き分け、博物館以外の社会教育施設の明示を目的とする。</p> <p>また、ユネスコでは生物多様性と文化多様性の融合（生物文化多様性）を謳っており、生物単独ではなく、文化と組み合わせることで、より人々の理解が進むことが期待される。</p>
⑫	P131、4~5行	<p>（第2部第4章行動目標4-1）</p> <p>その基礎となるのが、学校等における環境教育の推進と、それを支える人材の育成である。</p>	<p>（第2部第4章行動目標4-1）</p> <p>その基礎となるのが、学校等における<u>生物多様性に関する環境教育</u>の推進と、それを支える人材の育成である。</p>	<p>この文脈では、環境教育全般ではなく、生物多様性に関する環境教育であることを明確に示すため。</p>
⑬	P131、14~18行	<p>このような環境教育を更に推進するため、指導者や専門知識を有する人材の育成を目的とした教職員や企業・団体の職員向け研修・セミナーの実施、環境教育のための人材認定等事業の登録などに加え、環境教育等に役立つ情報の発信、セミナーやイベント等を通じた普及啓発を進める。さらに ESD 活動支援センターを起点とした ESD 推進ネットワークも活用し、家庭</p>	<p>このような<u>生物多様性に関する環境教育</u>を更に推進するため、指導者や専門知識を有する人材の育成を目的とした教職員や企業・団体の職員向け研修・セミナーの実施、環境教育のための人材認定等事業の登録などに加え、環境教育等に役立つ情報の発信、セミナーやイベント等を通じた普及啓発を進める。さらに ESD 活動支援センターを起点とした ESD 推進ネットワークも活用し、家庭</p>	<p>この文脈では生物多様性に関する環境教育であることを明記する。</p>

		や地域など学校以外での教育を担う民間団体の取組を促進する。		
⑭	P131、23~28行	<p>&lt;具体的施策&gt;</p> <p>4-1-1 環境教育の推進</p> <p>学校や地域で環境教育を実践・推進するリーダー人材の育成、自然体験活動等を提供する「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等により、地域、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。</p>	<p>&lt;具体的施策&gt;</p> <p>4-1-1 <u>生物多様性に関する環境教育の推進</u></p> <p>学校や地域で<u>生物多様性に関する環境教育を実践・推進する教員の研修、教科教育や総合的な学習の時間を活用した学習プログラムや学習教材の開発、優良事例の収集・公表、児童生徒による発表機会の提供等を行う。また、学校を支援するようなリーダー人材の育成とその活動を継続できるような資金支援</u>、自然体験活動等を提供する「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等により、地域、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。</p>	学校教育及びその支援と、地域における自然体験活動とを分けて記述する。
⑮	P131、29行	(現状と目標)の表	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省による研修だけでなく、文部科学省による教員研修のうち、里山研修等生物多様性に関する事項を扱った研修があれば追記されたい。</li> <li>自治体の首長部局、教育委員会による教員研修についても可能であれば示すことが期待される。</li> <li>2030年目標に照らしてどれだけのニーズがあるかを検討し、適時の見直し・施策強化を図られたい。</li> </ul>	
⑯	P132、4~8行	<p>(4-1-2 持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進)</p> <p>ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクールの取組の活性化や、SDGs 達成の担い手育成 (ESD) 推進事業におけるカリキュラム等の開発・実践や教師教育の</p>	<p>(4-1-2 持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進)</p> <p>ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクールの取組の活性化や、SDGs 達成の担い手育成 (ESD) 推進事業におけるカリキュラム等の開発・実践や教師教育の推進等を通じて、「第2期 ESD 国内実施計画」に基づきユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパーク、<u>OECD</u> の活用や様々なステークホルダ</p>	ESD 全般と言うだけでなく、この文脈では生物多様性に関する環境教育が重要であること、そのような環境教育は学校教育、社会教育の双方を通じて行わ

		推進等を通じて、「第2期 ESD 国内実施計画」に基づきユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークの活用や様々なステークホルダーと連携しながら、国内における ESD の推進を行う。	一と連携しながら、 <u>生物多様性に関する環境教育を含めた、学校教育、社会教育を通じた国内における ESD の推進を行うことにより、個人の変容、社会の変革に向けた取組を推進する。</u>	れること、また、ESD は、個人の変容、その結果としての社会の変革を目指すことを明らかにすることが重要。
⑰	P132、9行	(現状と目標) の表	・2030年目標に照らしてどれだけのニーズがあるかを検討し、適時の見直し・施策強化を図りたい。	以下、第4章の(現状と目標)の表において同じ。
⑱	P132、11行	博物館の機能強化の推進	博物館等の <u>社会教育施設</u> の機能強化の推進	本文の内容に合わせて社会教育施設全体が対象になるよう、タイトルを変更
⑲	P134、16~19行	(4-2-1 自然とのふれあいの機会の提供) 国立公園等における自然体験活動の推進や、みどりの月間など、全国各地で自然とのふれあいに関する各種行事の実施等を推進し、自然とのふれあいの機会を提供するとともに、自然の恩恵や自然と人との関わりなどの様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る。	(4-2-1 自然とのふれあいの機会の提供) 国立公園等における自然体験活動の推進や、みどりの月間など、全国各地で自然とのふれあいに関する各種行事の実施等を推進し、自然とのふれあいの機会を提供するとともに、自然の恩恵や自然と人との関わりなどの様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る。 <u>自然体験活動を指導するための人材の育成を図るとともに、そのような人材が生計を立てられるような支援策を推進する。</u>	自然体験活動の指導員の育成とその生活を支えるための支援策の推進が必要。
⑳	P134、23行	国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。	国有林野においては、 <u>劣化した林の管理の改善を図りつつ、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。</u>	多くの国有林が管理不足により質が落ちていることにも留意する必要があるため。
㉑	P135、9行	4-2-4 の表	目標が前年比101%であるならば、敢えて具体的な数値目標を示すことは避けた方がよい。	
㉒	P138、27行	4-3-2 の表	指標は、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」ではなく、「生物多様性の保全に向けた行動に取り組む人」の割合とすべき。	